

# 告示

## 埼玉県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類		廃止年月日
		介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	
おがわまち薬局	比企郡小川町大塚三二―八	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	令和三年一月三十一日
デイサービス円居	春日部市一ノ割四―一五―七―四	通所介護		令和四年三月三十一日
ヒューマンサポート上里デイサービスセンター	児玉郡上里町七本木三五―八一―一	通所介護		令和四年三月三十一日
ヒューマンサポート深谷デイサービスセンター	深谷市稻荷町一―一〇―二八―一	通所介護		令和四年三月三十一日
ヒューマンサポート白岡東デイサービスセンター	白岡市白岡東一―二―四	通所介護		令和四年三月三十一日